

相模原市災害時協力井戸登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が所有し、又は管理する井戸を登録することにより、災害時における地域住民の応急用の生活用水(トイレ、洗濯等の日常生活に利用される水であって、飲用水以外の水をいう。以下同じ。)の水源を確保するとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも適合する井戸であって次条第1項の規定により届出のあったものを災害時協力井戸(以下「協力井戸」という。)として登録するものとする。

- (1) 現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 別表に定める水質基準を満たしていること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ(電動又は手動)又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲(井戸の上も含む。)に水を汚染するようなものがないこと。
- (7) 地域住民に広く周知を行うため、看板の設置及び井戸の所在地等を公表することに同意が得られること。

(登録等の手続)

第3条 協力井戸として登録しようとする井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録届(第1号様式)を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録の可否について調査を行った後、速やかに当該届出をした者に対し、災害時協力井戸登録決定通知書(第2号様式)により結果を通知しなければならない。

(標識)

第4条 協力井戸の所有者等は、災害時協力井戸登録標識(第3号様式。以下「登録標識」という。)及び災害時協力井戸(生活用水用)の注意事項標識(第4号様式)を協力井戸の見やすい場所に設置するものとする。

(水質検査)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による届出があったときは、水質検査を実施することができる。

2 市長は、4月から翌年の1月までの間に前条第1項の規定による届出があったときは、前項の水質検査を当該年度中に実施することができる。

3 市長は、協力井戸として登録が継続している場合、2年ごとに水質検査を実施することができる。この場合において、市長は、検査結果を協力井戸の所有者等に通知しなければならない。

4 前3項の規定による水質検査は、2月から3月までの間に実施しなければならない。

5 協力井戸の所有者等は、災害時に井戸水を使用する際は、使用する前に登録時に配布した簡易水質検査試薬検査(pH値のみ)及び外観点検により水質を確認するものとする。

(登録標識紛失時の手続)

第6条 協力井戸の所有者等は、登録標識を紛失した際は、速やかに災害時協力井戸登録標識再交付願(第5号様式)により市長に願い出るものとする。

(登録内容の変更手続)

第7条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合には、災害時協力井戸登録内容変更届(第6号様式)により市長に届け出るものとする。

(1) 世帯主の変更、相続等により、協力井戸の所有者等が変更された場合

(2) 協力井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

(登録期間及び期間の延長)

第8条 協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して2か年度とする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する前に協力井戸の所有者等に対し更新の意思の有無を確認し、更新する意思がある場合は2か年度延長するものとする。

(登録の解除の手続)

第9条 協力井戸の所有者等は、次に掲げる場合には、災害時協力井戸登録解除届(第7号様式)により市長に届け出るものとする。

(1) 井戸を撤去した場合

(2) 井戸の使用を停止した場合

(3) 井戸を譲渡した場合

(4) 地域住民へ井戸水の提供ができなくなった場合

(登録の解除)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、協力井戸としての登録を解除するものとする。

- (1) 前条の規定による届出があった場合
- (2) 第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 市長が協力井戸として適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を解除した場合には、災害時協力井戸登録解除通知書(第8号様式)により協力井戸の所有者等に通知しなければならない。

(登録の管理)

第11条 市長は、登録した協力井戸の水質検査の結果等の情報については、災害時協力井戸登録台帳(第9号様式)により適正に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

項目	基準
pH値	5.8以上8.6以下
臭気	異常がないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下